

【入力前に必ずお読みください。】

この申請は、子ども達の活動を担う文化芸術団体等に対し、長野市「学校開放施設に関する教育委員会規則」に基づき、長野市立小中学校の学校長が、一定の条件を満たした特別教室等を活動場所として優先的に利用することを認めるにあたり、一定の条件を満たした団体等について市が認定するものです。

●学校開放施設を使用する際は、各小中学校からの利用条件を厳守してください。

●提出物は、次の6点です。

- (1) 長野市子どもを対象に活動する文化芸術団体等認定申請書（様式1号）
- (2) 規約
- (3) 構成役員・指導者名簿
- (4) 参加者名簿（居住地区名、在籍する学校名の記載のあるもの）
※番地等住所が特定できる記載は不要
- (5) 収支決算書及び予算書
- (6) 活動計画書

すべてのデータをながの電子申請サービスで提出してください。

●認定の申請時期：随時、受付が可能です。

●有効期間：認定を受けた日から同年度の3月31日まで

※翌年度以降、引き続き認定を受ける場合には、再度認定申請が必要です。

※認定を取り下げる場合は「長野市子どもを対象に活動する文化芸術団体等認定取下げ申請書」（様式2号）の提出をお願いします。

●認定証の交付：申請受理後、2週間を目途に認定証を電子メールにてお送りいたします。

●認定基準：認定には以下の条件が必要です。

(1) 代表者

18歳以上で市内に居住・在勤又は在学する方（高校生は除く）

※必ずしも規約で示される団体長である必要はありませんが、トラブルや緊急の事態等が生じた際に責任を持って対応できる方を代表者としてください。

(2) 参加者

市内に住所又は通学する学校がある15歳以下（申請年度末時点）の子どもが複数人含まれていること

(3) 運営基準

★規約を策定し、責任の所在や会計処理の方法、総会又は保護者会の開催等が明記されていること

★15歳以下（申請年度末時点）の子どもを対象とした文化芸術活動が行われ、教育的意義を有すること

★営利目的の活動や、特定の宗教的活動、政治的活動は行わないこと

★指導員は研修会に参加すること（市又は県による研修会等）

★参加者、指導員ともに傷害保険及び賠償責任保険に加入すること

★活動日、活動時間等は、長野県教育委員会が定める『長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針』の「活動基準（適切な休養日と活動時間等）」を原則とすること

ただし、活動は多様な態様があり得ることから休養日等の設定については趣旨を逸脱しないこと

ア) 活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする

イ) 平日週1日、および土日のいずれかを休養日とする

大会参加や強化練習会等を連続した休日に実施した場合、他の休日を休養日に振り替えること